

第5章 快適で うるおいのある 美しいまちづくり

第1節 道路網の充実

第2節 公共交通の充実

第3節 景観の保全・形成

第4節 快適な住宅の整備促進

第5節 上水道・下水道の充実

第5章 快適でうるおいのある 美しいまちづくり

第1節 道路網の充実

現状と課題

本町の道路交通の動脈である国道416号、国道364号、県道栃神谷鳴鹿森田線は重要な生活基盤道路であり、幹線道路の整備により交通渋滞が緩和し、町民の生活利便性が向上しています。

さらに、中部縦貫自動車道永平寺大野道路福井北ジャンクション・インターチェンジから大野インターチェンジ間が開通して、まちづくりを進める上での交通網のネットワーク化が図られましたが、今後は、中部縦貫自動車道に接続するアクセス道路やパーキングエリア、地域内の拠点を結ぶ道路の整備が重要な課題となっています。

地域内の生活道路の維持、補修、改良については、要望に応じて計画的に実施するなど、歩道整備やバリアフリー化も順次進めています。歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路の環境整備については継続した取り組みが必要です。

冬期の道路交通については除雪車の更新や増強により、作業効率があがったものの、厳しい経済状況の中、除雪を担う建設業者の体力が低下し、必要な除雪機械の確保にも支障が生ずる事態が懸念されます。今後は、除雪体制の維持強化のために、除雪機械の購入補助の支援などを行うことにより、保有する除雪車両の充実を図る必要があります。

◆道路延長などの状況◆

区分	国道	主要地方道	一般県道	町道	合計
路線数(本)	3	1	13	730	747
道路実延長(m)	36,192	5,961	23,337	209,118	274,608
改良済み(m)	35,970	5,961	20,657	164,620	227,208
改良率(%)	99.4	100.0	88.5	78.7	82.7

【平成27年4月1日現在】

資料：福井県道路保全課 道路現状表

施策の展開

(1) 幹線道路網の整備

中部縦貫自動車道との連携を高めるため、その整備に応じて、インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。

地域の自然環境と共生し里山と連携したパーキングエリアの整備も今後検討します。

- インターチェンジへのアクセス道路の整備促進
- 里山と連携したパーキングエリアの整備

(2) 生活道路網の整備

町道をはじめとした身近な生活道路は、町民の日常生活を支える重要な道路であることから、長寿命化を見据えながら維持、補修、改良整備を進めます。年間を通じて歩行者と自転車の安全を確保するため、歩道の整備を推進します。

- 生活道路の整備
- 道路や橋梁などの補修
- 歩道の整備

(3) 雪に強い道路事業の推進

冬季における通勤・通学路の安全確保を図るため、除雪機械の購入補助の支援などにより、幹線道路や生活道路の除雪体制の強化に努めます。

- 除雪体制の強化

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
町道の道路改良済み延長	164.6km	166.4km	168.2km

第2節 公共交通の充実

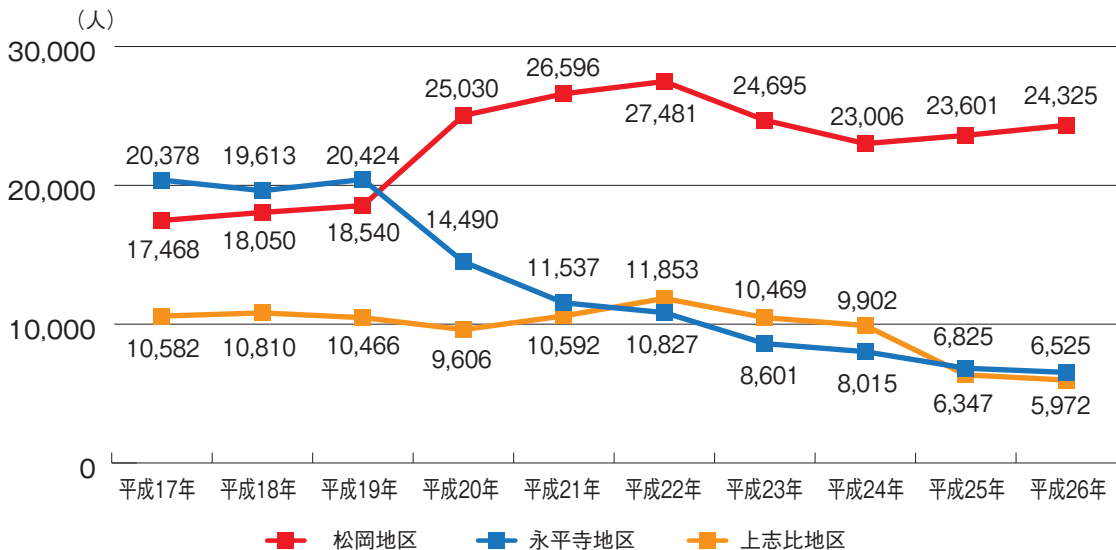
現状と課題

鉄道やバスは、町民が通勤や通学で日常的に利用する交通手段として重要な役割を担っています。本町には、九頭竜川左岸にえちぜん鉄道勝山永平寺線が走り、町内に11の駅が開設されています。路線バスは9系統、コミュニティバスは松岡地区、永平寺地区、上志比地区でそれぞれ運行されています。

永平寺口駅整備や周辺道路の整備が完了し、日常的な利便性の向上から駅利用者数が増加する傾向を見せていますが、さらなる電車の利用促進が求められています。えちぜん鉄道利用者の促進とその利便性の向上を図るためには、交通弱者である障害者、高齢者でも利用しやすい環境も必要となってきています。

バス運行については、高齢者世帯の増加により自家用車に乗ることができない人が一層増加することが予想され、その必要性はますます高まっています。誰もが利用しやすいコミュニティバスとするため、利用者のニーズに応じた路線やダイヤなどの検討がこれからも必要です。

◆コミュニティバス利用者数の推移◆



資料：庁内担当課

施策の展開

(1) えちぜん鉄道の支援

えちぜん鉄道を取りまく環境を見極めながら、未来に残る鉄道とするため、沿線市町と一体となって支援します。

また、通学者への利用促進対策(通学定期の補助)やイベントなどでの連携強化により、地域密着型の電車利用促進を行い、利用者の増加と沿線の活性化を図ります。

- 通学者への利用促進とバリアフリー化の促進
- イベントなどの連携強化による利用促進

(2) マイレール意識の高揚

町民やサポート団体、行政が協力して、町内の公共交通機関の機軸であるえちぜん鉄道が安全確実で欠くことのできない住民の足であるというPR活動を継続して展開していきます。

- 利用促進PR活動の展開

(3) バス交通体系の整備

通勤や通学など、住民の移動手段を確保するため、既存の路線バス運行の存続と活性化に努めます。

コミュニティバスの運行については、住民が日常生活を営む上で必要な交流施設などへのアクセスルートを設定するとともに、他の公共交通との接続に配慮しながら利便性を高めます。

また、町民のニーズの多様化により、通学での利便性の向上やオンデマンドタクシーの導入など新たな交通体系についても検討します。

- バス交通体系のネットワーク化への支援
- 新たな交通体系の導入の検討

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	当初値 (H33)	当初値 (H38)
公共交通利用者数	827千人	895千人	895千人

第3節 景観の保全・形成

現状と課題

町では、平成23年（2011年）12月に「永平寺町景観条例」を策定して、地域の特性を活かした個性的で魅力ある景観を、住民、事業者、行政の協働により、「守り」、「育て」、「直す（改善）」といった知恵や工夫をしながら、次の世代に引き継げるまちづくりを目指しています。

今後も町民、事業者、行政が連携・協力しながら、誇りと愛着のもてる景観づくりに努める必要があります。また、九頭竜川と緑豊かな山々の自然景観、これとの関わりで成立する田園・集落景観、公園、歴史的町並みを保全・活用しながら、町民や来訪者を魅了する景観づくりを、町全体で総合的に展開していく必要があります。

施策の展開

（1）景観づくりの推進

永平寺町らしい個性的な景観を創り上げることで、まちの魅力や町民のふるさと意識を高めます。いいものを「守り」、あるいは「育て」、良好でないものを「直す（改善）」といった知恵や工夫（手法）を総合的に組み合わせた景観づくりに取り組みます。

景観に関する情報提供や表彰を通じて、景観に対する町民の意識高揚を図ります。地域による環境美化活動や花いっぱい運動など、町民主体の景観づくりへの取組みを支援します。また、伝統的な住宅建築の継承による町並みの保存や公園の整備など景観に配慮した施策を推進します。

- 景観条例による景観の保全・創出
- 町民主体の景観づくりへの支援
- 伝統的民家保存への支援
- 公園などの整備

(2) 秩序ある土地利用の推進

都市計画マスタープランに基づき、適正かつ合理的な土地利用の誘導に努めるとともに、計画的なまちづくりを進めます。

中部縦貫自動車道の開通など社会情勢や時代の変化に応じて、都市計画マスタープランの見直しを図ります。また、土地に関わるトラブルの未然防止に役立て、町民が安心して土地の取引ができるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査も進めます。

- 用途地域の見直し
- 地籍調査事業の推進

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H28)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
自然環境保全啓発活動への取組みに関する町民満足度	44.6%	50.0%	50.0%

第4節 快適な住宅の整備促進

現状と課題

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、住宅を取り巻く状況は大きく変化しています。安心して快適な生活を送るためには、災害に強い住宅づくり、景観に配慮された住宅づくりを進め、若者や団塊の世代が求めるニーズに対応することが求められています。

■移住・定住

本町では、若者の定住を促すため、転入・転居に伴い新規に住宅を取得した方に対し、定住支援金と子育て支援金の助成を行っています。しかし、転出者数が転入者数を上回る現状を踏まえると、若年層を地元へ戻すこと（Uターン）、あるいは就職などで本町に転入してきた人を定住させること（IターンあるいはJターン）が今後の定住促進の重要なポイントとなります。

■宅地・住宅

町営住宅については、平成23年度に策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、外壁・防水・給排水改修などを実施しています。今後は、社会情勢や人口・世帯構成の変化などを踏まえた公営住宅長寿命化計画の見直しが必要です。

また、熊本地震の被災状況を踏まえると、安全で良好な住宅環境を確保するためには住宅の不燃化や耐震化も必要です。

国は平成26年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を定めました。高齢化や人口減少に伴い空き家の増加が見込まれることから、老朽化した空き家対策とともに、利用可能な空き家の定住活用対策が必要です。

◆空き家の登録・成約戸数の推移◆

区分	平成25年	平成26年	平成27年
登録戸数	9戸	13戸	14戸
成約（契約）戸数	4戸	6戸	9戸

資料：庁内担当課

◆町営住宅一覧表◆

地区名	団地数（棟）	戸数	入居戸数
松岡地区	9	116	109
永平寺地区	1	21	18
上志比地区	—	—	—
合計	10	137	127

【平成28年4月1日現在】

資料：庁内担当課

施策の展開

(1) 定住の促進

少子高齢化や過疎化が進む中、本町の住み良さを広く周知するとともに、未来を担う若者をはじめ、人生経験豊かな団塊世代などの幅広い世代が「来てよかった、住んでよかった」と思える魅力を感じる定住の場づくりを進めます。

- 快適で魅力ある良好な宅地開発の推進
- 景観に配慮した住環境の整備

(2) I J Uターンの受け入れ環境の整備

I J Uターンの大きな要因の一つとなる「働く場」の確保や求人情報については、地元企業や商工会と連携し、ふるさとでの就職を促進するための施策を展開します。

空き家の活用などによりI J Uターン者の住まいの場を支援するとともに、移住・定住に関する情報の発信と相談体制づくりを進めます。

- I J Uターンの情報発信と受け入れ環境の整備
- I J Uターン者の空き家住まい支援

(3) 町営住宅の整備

長寿命化に資する予防保全型の維持管理への転換を図り、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ることを目的として公営住宅長寿命化計画を策定します。

安全で快適な住まいを長期的に確保するため、建替えや改善による町営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を進めます。

- 計画的な修繕と耐久性の向上に資する改善の実施

(4) 既存住宅への支援

多世帯の同居および近居のための住宅リフォームや取得を支援します。国や県、民間団体などと連携し、耐震診断の実施や耐震性の低い住宅の耐震化、高齢者や障害者に対応したバリアフリー化を促進します。

- 住宅耐震化への支援
- 多世帯の同居および近居のための住宅リフォームや取得の支援

(5) 空き家対策・有効活用

特定空き家の対策については、地域と協力しながら町内の空き家調査を実施するとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく関係条例や計画の策定を今後検討します。

空き家を定住者向けに賃貸、売買する場合の修繕に対して助成を行うなど、空き家活用に向けた支援策を検討します。町内の空き家を短期間の田舎暮らし体験や交流施設に活用できるような仕組みを作ります。

- 空き家利活用に対する支援
- 空き家バンク登録推進

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H27)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
空き家を利用した定住件数 (登録数)	2件	10件 (5年間)	10件 (5年間)

第5節 上水道・下水道の充実

現状と課題

■上水道

水道事業は、計画給水人口19,500人、計画1日最大給水量14,393m³の上水道により給水が確保され、水道普及率が99.5%に達しています。

簡易水道事業の経営を上水道事業に統合し、料金を統一化したことによって、将来を見据えた事業経営が可能となり、計画的な施設の改良、更新、耐震化に取り組んでいます。

人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化の進展など、水道を取り巻く厳しい環境の変化に対的確に対応する必要があります。

■下水道

下水道は、汚水処理や浸水対策によって、都市の健全な発展に不可欠な社会基盤であり、近年は、低炭素・循環型社会の形成や健全な水循環の維持、または回復などの新たな役割が求められています。

平成27年度末公共下水道事業は、事業認可面積493.5haのうち468.3haを完了し、整備率は94.9%となっています。下水道事業の汚水整備は、地域性、効率性、投資コストなどを考慮して、公共下水道事業、集落排水事業、コミュニティプラント整備事業により整備し、町全体で現在下水道の普及率は99.2%に達しています。下水道の目指すべき方向を示した永平寺町下水道基本構想を基に、施設維持管理費の低減を図りながら、安全・安心な下水道サービスを提供しています。

下水道は人々の安全で安心な都市生活や社会経済活動を支える重要な社会インフラであり、代替手段の確保が困難なライフラインであることから、施設の維持管理、更新を計画的に進めるとともに、経営基盤の強化が必要です。

◆上水道の施設整備状況◆

区分	給水人口	総配水量	有収水量	1日平均配水量	水源井数
上水道	18,980人	2,949,549m ³	2,463,574m ³	8,080m ³	12本

【平成28年4月1日現在】

資料：庁内担当課

◆下水道整備状況◆

処理区分	処理区数	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)	処理区名
公共下水道	2	9,378	8,771	95.6	旧松岡、御陵地区 (吉野地区を除く)
特定環境 公共下水道	2	5,063	4,950		永平寺地区 (けやき台地区を除く)
農業集落排水	1	3,885	3,792		上志比地区、吉野地区
コミュニティプラント	1	597	597		けやき台地区

【平成28年4月1日現在】

資料：庁内担当課

(1) 安全で安定した給水の確保

水需要に対応しながら、いつでも安全でおいしい水を安定的に供給できるように、計画的な施設の改良や更新に努めます。

給水人口の減少や節水型家電製品の普及などにより料金収入の減少が見込まれるため、経営体質の改善を図り、収支均衡のとれた持続可能な上水道事業経営を目指します。

- 収支均衡のとれた投資・財政計画などを示した「経営戦略」の策定
- 包括的民間委託の検討
- 老朽管更新時における耐震化事業の推進
- 定期的な料金改定の検討

(2) 下水道施設の効率化

下水道事業の健全経営に向けて、施設の統廃合などを推進するとともに、事業の効率化・透明性確保のために、公営企業会計への移行を推進します。

予防的な維持管理により施設の長寿命化を図ったうえで、改築費用の平準化を行い、効率的に事業を進めます。

- 統合施設の適正な処理体系の検討、整備
- 財政健全化へ向け公営企業会計への移行を推進

◆目標指標

指標の内容	当初値 (H28)	目標値 (H33)	目標値 (H38)
施設統廃合数	—	1 施設	1 施設